

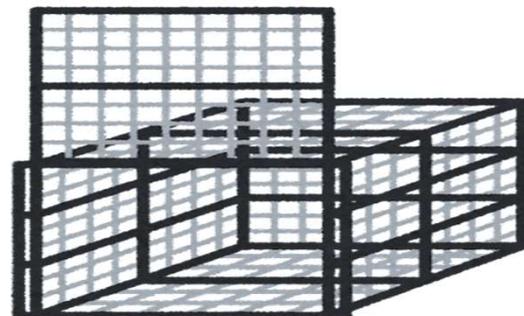
農政課よりお知らせ

アライグマ捕獲用箱わなの貸し出しについて

特定外来生物のアライグマは、農作物に甚大な被害を与えるほか、生態系にも大きな影響を与えることから、捕獲し絶滅させる必要があります。アライグマは降雪期になると、納屋へ入り、保存している農作物等に被害を与える恐れもあります。農作物や環境を守るためには、皆さんの協力が必要です。

農政課では、捕獲用の箱罝を貸出しています。数に限りはありますが、必要な方は農政課へご連絡ください。

なお、捕獲後の処分は、農政課で行いますので農政課（54-2121 内線2211）にご連絡ください。



砂川市の燃油及び資材の高騰対策のお知らせ

市では、コロナ禍における燃油価格・生産資材価格高騰緊急対策として、販売農家を対象に、「販売農家緊急支援事業」による「原油価格高騰等緊急支援給付金」を、つぎのとおり給付します。

なお、11月上旬に農政課から該当者へ案内を郵送いたしますが、11月10日までに案内が届かない場合は、お問い合わせください。

対象者：販売農家（法人も含む）

対象農地：販売農家が、販売用の農作物を生産している農地。酪農を営んでいる者の飼料用作物を作付けている農地。なお、酪農を営んでいる者以外の牧草は対象としません。

- ・水田は、経営所得安定対策の面積
- ・畑（施設園芸）は、JA新すながわの生産部会等で把握している面積
- ・その他については、申請時に確認します。

給付単価：各生産物ごとの面積に単価を乗じた額を給付します。ただし、給付額の上限は、50万円です。

その他：不明な点がありましたら、農政課へお問い合わせください。
（54-2121 内線2201）

対象作物 10アール当たりの給付単価

水稻	2,000円	施設園芸	3,500円
そば・露地野菜(玉葱を除く)	1,000円	飼料用作物	1,500円
玉葱	4,000円	— — — — — — — —	